

第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（仮称）の成果目標（案）

第3期障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画 (統合案) (成果目標)	
令和8年度の成果目標	
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標	
・地域生活移行者数	<u>令和4年度末の入所者数の〇%以上</u>
・施設入所者数の減少見込み	<u>令和4年度末の入所者の〇%以上削減</u>
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標	
・入院3か月時点の退院率	<u>68.9%以上</u>
・入院後6か月時点の退院率	<u>84.5%以上</u>
・入院後1年時点の退院率	<u>91.0%以上</u>
・1年以上の長期入院患者数(65歳未満)削減	
・1年以上の長期入院患者数(65歳以上)削減	
・精神病床からの退院後の1年以内の地域における平均生活日数の上昇	<u>325.3日以上</u>
3 地域生活支援拠点の整備目標	
・各市町村に地域生活支援拠点を設置 (共同設置可)	
4 福祉施設から一般就労への移行目標	
・令和3年度の一般就労移行者の	<u>1.28倍以上</u>
・令和3年度の就労移行支援利用者の	<u>1.31倍以上</u>
・就労継続支援A型事業は、令和3年度の移行実績の概ね	<u>1.29倍以上</u>
・就労継続支援B型事業は、令和3年度の移行実績の概ね	<u>1.28倍以上</u>
・就労定着支援利用者は、令和3年度実績の	<u>1.41倍以上</u>
・就労移行支援事業から一般就労移行者5割以上の事業所を	5割以上
・就労定着率が7割以上の事業所を	<u>2割5分以上</u>
・地域の就労支援のネットワークを強化し、関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため協議会(就労支援部会)等を設けて取組を推進	
・目標工賃(都道府県の工賃向上計画)	
・優先調達方針に基づく調達目標金額(都道府県の方針)	
・障がい者に対する職業訓練の受講者数	
・福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	
・福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	
・公共職業安定所における福祉施設利用者の支援者数	
5 障がい児支援の提供体制の整備目標	
・市町村又は圏域ごとに児童発達支援センターを設置	
・全市町村で保育所等訪問支援を利用できる体制整備	
・都道府県において、難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保	
・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を市町村又は圏域に設置	
・主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を市町村又は圏域に設置	
・ 医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を各都道府県、各圏域及び各市町村において設置するとともに、医療的ケア児等コーディネータを配置する。	
・障害児入所施設に入所する児童がふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置	
6 相談支援体制の充実・強化等	
・各市町村に基幹相談支援センターを設置 (共同設置可)	
7 障害福祉サービス等の質の向上	
・「意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組み、相談支援専門員等に対して意思決定支援に関する研修を推進	